

## 独立行政法人の中（長）期目標の策定について（抄）

平成30年11月29日

独立行政法人評価制度委員会決定

1 平成30年度の委員会活動の概要

本年6月、本委員会は、昨年度に引き続き、「独立行政法人の中（長）期目標の策定について」（平成29年12月4日独立行政法人評価制度委員会決定。以下「平成29年委員会決定」という。）において示した視点に立って調査審議を進める方針を確認したところである。この方針に従って、これまで本委員会では、平成30年度末に中（長）期目標期間が終了する法人を取り巻く環境、直面する政策課題等を適切に把握するため、主務省、法人の長等のほか、今年度から新たに、法人を取り巻く関係者（ステークホルダー）との意見交換会を実施した。また、他の組織との連携の実態や課題について、国立研究開発法人の長等と意見交換を行った。

2 平成30年度末に中（長）期目標期間が終了する法人が直面する政策課題等について

今年度の調査審議を進めてきた結果、平成30年度末に中（長）期目標期間が終了する法人は、地方に多数の拠点を有し、また、地域経済の活性化・イノベーションの創出・災害対応等に重要な役割を果たすことが求められている法人が多く、こうした法人が共通して直面する政策課題として以下①、②が特に重視されるべきであるとの認識に至った。

① ICT機器の爆発的な普及や、AI、IoT等の社会実装が進む中、社会のあらゆる場面でデジタル革命が進んでおり、膨大なデジタルデータが新しい価値を生み出す時代となった今日の環境変化に対し、迅速かつ的確に対応するために、組織や業種等の壁を越えて、技術やノウハウ、人材等を組み合わせて新たな価値を創造する「オープンイノベーション」を推進することが急務となっている。

② 人口減少社会の到来により、人材確保やノウハウ継承が困難となっている分野（特に、災害対策（予防・減災）、復旧・復興支援、地域における経済活性化、ICT人材の育成など）の課題がますます深刻化している。

法人が直面するこうした様々な政策課題を解決するとともに、社会実装につながる成果を出していくためには、平成29年委員会決定で示したとおり、国の行政の一部として政策実施に大きな役割を担う法人がその専門性・人材面での強みを最大限発揮して、各府省、他法人や地方公共団体、民間部門との分担と協働を進める視点がますます重要になってきていることを再認識した。

### 3 中（長）期目標の策定に当たって

「2」を踏まえて、平成 30 年度末に中（長）期目標期間が終了する法人の次期中（長）期目標を策定するに当たって留意いただきたい事項を、以下のとおりとりまとめた。

次期中（長）期目標の策定に当たっては、主務大臣から法人に方針を伝達するだけでなく、政策の実施機関である法人からも、主務大臣に対し、各地域の現場の「気づき」を迅速に提言することも必要である。主務大臣は、こうした点にも配慮して、法人の長と十分に意見交換を行った上で、平成 29 年委員会決定を含む委員会でのこれまでの調査審議のほか、以下①、②を踏まえ、次期中（長）期目標を検討いただきたいと考える。

- ① 「2」で示した法人が直面する政策課題の解決のために、各法人がその専門性・人材面での強みをいかし、特に、地域の地方公共団体、非営利法人、民間企業等を支援する役割を積極的に担うことを目標に盛り込むことを検討してはどうか。
- ② 今後の時代の変化を見据え、法人は自身の強み・リソースを客観的に分析した上で、ICT などの社会が求める専門人材を戦略的に育成するなど、法人自身の強み・リソースを更に伸ばす取組を推進することを目標に盛り込むことを検討してはどうか。その際、法人単独での事務・事業の実施に限らず、法人自身に足りないものについては、ベンチャー企業等を含む外部の活力をいかすことや、府省の枠を越えて他の団体との協働体制を確立・強化することなども併せて検討いただきたい。

①、②に関連して、平成 30 年度末に中（長）期目標期間が終了する法人ごとに、目標に明確に盛り込むことを検討していただきたい具体的項目は別紙のとおりである。

### 4 今後の取組

- (1) 来年度以降の中（長）期目標等の調査審議について

委員会としては、来年度以降の調査審議に当たっても、同様の視点に立って進めたいと考えており、各主務大臣におかれては、来年度以降に中（長）期目標期間が終了する法人についても、平成 29 年委員会決定及び本委員会決定の内容・趣旨を理解の上、対応いただきたい。

- (2) その他今後の委員会の取組について

平成 29 年委員会決定 3.(2)で示した事項のほか、本委員会においては今後、以下の事項を取り組むこととする。

- ① 平成 27 年度から開始した新たな独立行政法人制度の下では、本委員会においても、目標策定に重きを置いて調査審議を進めてきているが、新目標策定により、どのように法人運営が変更されたのか、中間的なフォローアップのための意見交換等を試行的に実施することとする。
- ② 法人を取り巻く共通的な環境を具体的に理解するため、各法人やステークホルダーとの意見交換等に引き続き取り組んでいくこととする。

(以下、海洋研究開発機構に関する記述のみ抜粋)

【国立研究開発法人海洋研究開発機構】

(留意事項)

「海洋基本計画」(平成 30 年 5 月 15 日閣議決定)等の国の方針に基づき、我が国における海洋科学技術の中核機関として、大学、独立行政法人、地方公共団体、民間企業等の関係機関と連携・協働しながら、オールジャパンの課題解決に向けた海洋調査、研究開発、人材育成等の取組を着実に推進していくことを目標に盛り込んでどうか。

また、法人が保有する膨大なデータの統合・解析機能を強化し、社会実装につながる有用な情報として社会に発信することや、研究開発成果や知的財産を適切に管理することについても、目標に盛り込んでどうか。

(背景事情等)

- ・ 「海洋基本計画」においては、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策として、海洋状況把握(MDA)の能力強化、海洋調査及び海洋科学技術に関する研究開発の促進、海洋人材の育成と国民の理解の増進等に取り組んでいくこととされている。また、同計画では、「調査・観測により収集される膨大な海洋情報を海洋政策に有効に活用するためには、これら膨大なデータや情報の集約、解析、予測に係る技術等が不可欠であることから、Society 5.0の実現に向けて、海洋ビッグデータの整備・活用、気候・海洋変動の予測等に係る研究開発を推進する」こととされている。
- ・ 文部科学省は、海洋状況把握(MDA)体制の確立に資する海洋調査・観測体制を強化し、海洋の安全・安心に貢献するといった課題の解決に向けて、他機関との分担や協働の在り方を最適化し、現状の連携を一層強化するとともに、新たな協働体制を確立することを期待している。
- ・ また、「統合イノベーション戦略」(平成 30 年 6 月 15 日閣議決定)では、「国益や研究分野の特性等を踏まえて、オープン・アンド・クローズ戦略を考慮し、サイバー空間上での研究データの保存・管理に取り組み、諸外国の研究データ基盤とも連携して巨大な「知の源泉」を構築し、あらゆる者が研究成果を幅広く活用」し、「その結果、所属機関、専門分野、国境を越えた新たな協働による知の創出が加速」されることが目指すべき将来像とされている。